

事例項目	門真市長選挙及び大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙における投票用紙の誤交付について
事例発生日等	平成28（2016）年7月24日（日）
担当課	選挙管理委員会事務局
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①7月24日（日）午前11時頃、市内の投票所（第27投票区 沖小学校体育館）において、期日前投票所にて大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の投票を済ませた選挙人1人に対し、再度、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の投票用紙を交付し、投票させた。</p> <p>②同日午後3時20分頃、同じ投票所において、選挙権がない選挙人2人に対して投票用紙を誤って交付した。</p> <p>当該選挙人は、投票日以前に本市から大阪府内の別の市区町村に転出をしており、本来であれば、投票は大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみであるところ、事務従事者が誤って門真市長選挙の投票用紙を交付したものである。</p> <p>庶務係が、少ししてから「投票場所のお知らせ」（転出者向けの入場整理券）を確認したところ、交付誤りに気付いた。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①7月24日（日）投票所事務従事者からの報告後、選挙管理委員会事務局職員が投票所へ行き、発生状況を聞き取り、再発防止について依頼した。</p> <p>②同日、大阪府選挙管理委員会事務局及び大阪府門真警察署へ報告し、各報道機関に報道資料の提供を行った。【資料No.(2)-72-1】、【資料No.(2)-72-2】</p> <p>③9月1日（木）議会運営委員会において理事者報告を行った。【資料No.(2)-72-3】</p>
発生原因	<p>①選挙人が期日前投票を行っているかどうかは、「名簿対照係」及び「交付係」でダブルチェックをすることができる体制であったが、事務従事者の認識不足により、どちらの係でもチェックすることができなかったため。</p> <p>②本市から大阪府内の別の市区町村に転出した選挙人が来場した場合は、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙のみの投票であるので、大阪府議会議員門真市選挙区補欠選挙の交付係に案内するべきところ、事務従事者の認識不足により、市長選挙の交付係に案内したため。</p>
再発防止対策	<p>事務従事者に対する説明会や資料の配布はこれまでも行ってきたが、今後は、説明会への参加の徹底、事務従事者一人ひとりに選挙を厳正に執行するための知識や心構えの習得、選挙制度に対する認識を徹底させるような説明内容を取り入れる。</p>
添付資料	<p>【資料No.(2)-72-1】 報道提供資料①（門真市広報連絡表）</p> <p>【資料No.(2)-72-2】 報道提供資料②（門真市広報連絡表）</p> <p>【資料No.(2)-72-3】 平成28（2016）年9月1日（木）議会運営委員会での理事者報告について</p>